

## 広島県告示第六百三十六号

平成八年広島県告示第六百九十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和元年九月十七日

広島県知事 湯崎英彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

常時介護をする状態の区分			常時介護をする状態の区分		
改 正 後			改 正 前		
（略）介護を受けた日の区分	（略）介護を受けた日の区分	金額	（略）介護を受けた日の区分	（略）介護を受けた日の区分	金額
一一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	一一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	月額七万七千百九 （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、その月に介護に要する費用として支出された費用の額（次号に掲げる場合を除く。）。	月額七万七千百九 （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、その月に介護に要する費用として支出された費用の額（次号に掲げる場合を除く。）。	月額五万七千百九 （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、その月に介護に要する費用として支出された費用の額（次号に掲げる場合を除く。）。	月額五万七千百九 （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、その月に介護に要する費用として支出された費用の額（次号に掲げる場合を除く。）。
一一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合は、当該介護に要する費用として支出された額が七万七百九十円以下であるとき限り）。	一一の月に親族又はこれに準じる者による介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合は、当該介護に要する費用として支出された額が七万七百九十円以下であるとき限り）。	月額三万五千四百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、その月に介護に要する費用として支出された額が八万二千五百八十円を超えるときは、八万二千五百八十八円）	月額三万五千四百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、その月に介護に要する費用として支出された額が八万二千五百八十円を超えるときは、八万二千五百八十八円）	月額三万五千四百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、その月に介護に要する費用として支出された額が八万二千五百八十円を超えるときは、八万二千五百八十八円）	月額二万八千六百円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、その月に介護に要する費用として支出された額が五万二千五百六十円を超えるときは、五万二千五百六十円）

## 附 則

- する費用を支出し  
て介護を受けた日  
用として支出さ  
れた額)
- する費用を支出し  
て介護を受けた日  
用として支出さ  
れた額)
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後の期間に係る介護補償に  
ついて適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- する費用を支出し  
て介護を受けた日  
用として支出さ  
れた額)
- する費用を支出し  
て介護を受けた日  
用として支出さ  
れた額)
- では、当該介護に  
要する費用として  
支出された額が三  
万五千四百円以下  
であるときに限る。
- では、当該介護に  
要する費用として  
支出された額が二  
万八千六百円以下  
であるときに限る。